

## 11 ほ場に散水施設を設置したいとき

### ◎ 畑かん散水施設設置補助事業

助成の対象者は？	鹿屋市内の肝属中部土地改良区受益地内に、ほ場を所有、又は 利用権設定を行っている耕作者
助成の内容は？	市内の肝属中部土地改良区受益地内のほ場に、散水施設を設置 する経費を助成  補助対象経費の1/2を補助するもの (10アール当たり10万円を上限)
助成の要件は？	・ 鹿屋市に住所又は事務所を有する者 ・ 散水施設導入に係る地元負担金を納入した者 ・ 市税等の滞納がない者  等
申請に必要なものは？	・ 散水施設分担金領収済通知書の写し ・ 畑地かんがい給水開始承諾通知書兼賦課金決定通知書の写し ・ 市税等の滞納なし証明書
申請の時期は？	県営畑地かんがい事業の施工期間中
問合せ・窓口は？	農地整備課 畑かん整備係 (市役所本庁舎 2階) TEL : 31-1120